

自治体の登録・許可と自動車リサイクルシステムへの登録

「使用済自動車」・「解体自動車」を取扱う事業者は、自治体（都道府県知事又は保健所設置市の市長）への登録・許可が必要です。登録・許可については事業所のある自治体へお問い合わせください。

「使用済自動車」・「解体自動車」を取扱う事業者は、移動報告を行うために、自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行う必要があります。

- * 登録・許可の有効期限は5年間です。5年ごとに自治体への更新申請手続き、自動車リサイクルシステムの更新操作を行ってください。
- * 登録・許可を受けた事業所の情報に変更があった場合は、自治体および自動車リサイクルシステムへの変更手続きが必要です。（例：事業者の代表者や住所等が変更になったとき、事業所や業を追加するとき、業を廃止するとき等）
- * 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申込書は[こちら](https://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html)からダウンロードできます。

<https://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html>

新規に登録・許可を受けるとき、登録・許可を受けた情報に変更があるとき

